

別記

一 此度工賃平均ニ割減給シテ圓くつトニ致シてハ、就テハ、昨日給リ時給
給ニ改メ原則トシテ日曜日及祭日ヲ休業スルコト

一 仕事不足協会ハ交代勤務ヲナスコト

一 在場休業者ノ番ニ相当スル者ハ一日ニ付時給ノ老時同分ヲ支給スルコト

一 交代勤務ノ定リスル場合

一 休業日数ハ場合ニヨリ半交代又ハ三交代トナスコトアルベシ

一 休業者ニ当ルハ他ノ工場ニ勤務シ又ハ何業ヲイヌモ自由トス

但し休業者ノモノニシテ出勤ノ必要トスル者ハ前以テ通知スベキニヨリ三日以内ニ出勤

スルコト 若し出勤セサル者ハ自由退所シラシ者トシ休業手当其他ハ当日ヲ支給

ハカシテトス 但し事情ヲ申出テ支給ヲ得タル者ハコノ限りニ依ス

一 自個ノ都合ニテ出勤及休業者ヲ他人ト交代スルコトヲ得ス

但し事情ヲ申出テ支給ヲ得タル者ハコノ限りニアラス

昭和十二年 十一月

労組第四四九六群

警視總監 丸山 鶴吉

6. 1. 7
年 2038

内務大臣 安達謙蔵

警視總監 吉田 茂

大臣 近衛 文相 知事 殿

労組 機械製作所 労組 労組 三件 (元二根)

要方 〓 〓 労働者ハ全国自衛隊ノ底意ヲ得テ維持労働組合ニ

争議団本部ヲ設ク

〓 〓 三四三三折衝ニシタル之儘トス

標記手続ニ就テハ概略ノ如キノ後ノ経過左記ノ通り

一 空 過